

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業績向上を目指し、企業価値を拡大することにより、株主に対して利益を還元していくことと同時に社会的責任を果たすことを基本とし、これらを実現するため経営の効率化、迅速化または透明性の向上に努めております。

「三陽商会 企業理念」(当社ホームページ[<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>]に掲載いたしております。)における「CSR基本方針」として、以下を掲げております。

「ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。

事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

=====
 以下の更新を行いました。
 ・【原則1-4 政策保有株式】
 ・【原則3-1 情報開示の充実】
 ・【原則4-10 任意の仕組みの活用】【補充原則4-10-1】
 ・【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】【補充原則4-11-1】
 =====

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業機会の創出や取引関係・協業関係の構築・維持強化のため、政策的に他社株式を保有することがあります。取締役会は、毎年個別の政策保有株式について保有目的や配当収益その他の経済合理性について、また保有を継続することに係るリスクや資本コストについてそれぞれ検証を行います。検証の結果、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めます。2020年2月の取締役会において、個別の政策保有株式の保有適否について上記基準に照らして検討を行っております。

政策保有株式の議決権行使に際しては、代表取締役社長が各担当部門と協議の上、発行会社の中長期的な企業価値の向上及び株主価値の向上に資するものか否かの観点や、当社の企業価値に与える影響等を勘案し、賛否の判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役が会社法に定める利益相反取引や競業取引を行う場合、取締役会の事前承認を必要とし、加えて、取引を行った場合は遅滞なくその取引について取締役会に報告することとしております。

当社または関係会社もしくは子会社の取締役、またはその近親者との取引について、年に1回取締役会に対して個別に調査票を配布してその有無を確認しております。

主要株主、その他の関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法その他適用される法令ならびに東京証券取引所の規定に従って、適切に開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における年金運用は、経理財務本部長、人事総務本部長を含む経理部、財務部、人事部のメンバーで年金資産運用委員会を構成し、運用方針の検討・決定をしています。年金運用方針としては、受益者への年金給付を将来にわたり確実にを行うため、リスクを勘案しつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的としています。

年金資産運用委員会における検討の際には、複数の外部運用機関から意見を聴取したうえで、中長期観点から政策的資産構成割合を策定しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページの次のページをご覧ください。

・ 企業理念

(<https://www.sanyo-shokai.co.jp/company/corporate/philosophy.html>)

・ 再生プラン(2020年4月14日)

(https://www.sanyo-shokai.co.jp/company/ir/pdf/31_77_renketsu_s.pdf)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ホームページの次のページをご覧ください。

・ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(<https://www.sanyo-shokai.co.jp/company/csr/governance.html>)

・ コーポレートガバナンス・ポリシー

(https://www.sanyo-shokai.co.jp/company/ir/pdf/cg_policy_20200301.pdf)

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

・ 当社は、役員報酬(基本報酬、賞与)については、株主総会の決議により取締役及び監査役のそれぞれの報酬総額の最高額を定めています。各役員の基本報酬額はその役位ごとに内規で定める標準月額報酬に基づき、賞与については過年度の業績等に基づき、任意の指名・報酬委員会において審議、その内容を取締役会および監査役会の協議により決定しています。また、2019年より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

・ 当社は取締役会の任意の諮問委員会として、独立社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置し、経営陣幹部の選任・解任と取締役・監査役候補の指名、および取締役・執行役員の報酬・報酬制度について審議し、取締役会にて決議します。指名・報酬委員会の設置により、社外役員の知見および助言を活かすとともに、経営陣幹部の選任・解任と取締役・監査役候補の指名、および取締役・執行役員の報酬・報酬制度に関する手続きの客観性および透明性を確保し、コーポレートガバナンス機能の充実を図っています。

・ 取締役候補の指名については、原則として執行役員、部長職またはこれと同等の職務に1年以上従事した者で経営者として必要な能力、取締役としてふさわしい人格・見識を有することを条件とします。

・ 監査役候補の指名については、豊富な業務経験、適切な監督・監査に必要な独立性・能力、監査役としてふさわしい人格・見識を有することを条件とします。

・ 社外取締役・社外監査役候補の指名については、経営に関する豊富な経験、または法律・会計等の様々な分野での専門知識を有し、社外取締役・社外監査役としてふさわしい人格・見識を有し、独立性を確保し得ることを条件とします。社外取締役・社外監査役の独立性の基準については、「社外役員の独立性基準」の定めのとおりです。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

・ 当社は、取締役および監査役候補の個々の選任理由については「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1】

取締役会は、取締役会規則に定める決議事項や経営上の重要事項について意思決定を行っており、経営陣への委任の範囲については、取締役職務規程、執行役員規程、職務分掌規程により、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関および意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社において、社外取締役ならびに社外監査役を選任する際の独立性の基準は、東京証券取引所など国内の金融取引所が定める「社外役員の独立性基準」に基づいており、社外取締役・社外監査役候補の指名については、経営に関する豊富な経験、または法律・会計等の様々な分野での専門知識を有し、社外取締役・社外監査役としてふさわしい人格・見識を有し、独立性を確保し得ることを条件としております。社外取締役・社外監査役の独立性基準は以下の通りです。

【社外役員の独立性基準】

当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外役員としての独立性を有しないものとみなしております。

1. 主要な取引先関係

当社を主要な取引先*1)とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先*2)もしくはその業務執行者

2. 社外専門家関係

当社から役員報酬以外に多額*3)の金額その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)

3. 当社の監査法人

当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者

4. 寄付先関係

当社から多額*4)の寄付を得ている者(当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう)

5. 大株主関係

当社の議決権の10%以上を実質的に有する者またはその業務執行者

6. 過去該当事関係

最近において上記1～5に該当していた者

7. 近親者関係

上記1～6に該当していた者(重要でない者を除く)の近親者

【注】

*1)「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を超える支払いを当社から受けていた者をいう。

*2)「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。

*3)ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。

*4)ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1】

当社は取締役会の任意の諮問委員会として、独立社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役、監査役および役付執行役員(以下「役員等」といいます)の指名について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに、役員等の指名の決定に関する手続きの客観性および透明性を確保しています。指名・報酬委員会の設置により、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図ります。なお、取締役候補者の指名については、原則として執行役員、部長職またはこれと同等の職務に1年以上従事した者で経営者として必要な能力、取締役としてふさわしい人格・見識を有することを条件としております。監査役候補者の指名については、豊富な業務経験、適切な監督・監査に必要な独立性・能力、監査役としてふさわしい人格・見識を有することを条件としております。社外取締役・社外監査役候補の指名については、経営に関する豊富な経験、または法律・会計等の様々な分野での専門知識を有し、社外取締役・社外監査役としてふさわしい人格・見識を有し、独立性を確保し得ることを条件としております。社外取締役・社外監査役の独立性の基準については、前述【原則4-9 独立社外

取締役の独立性判断基準および資質]項に記載の【社外役員の独立性基準】の定め通りです。取締役および監査役候補の個々の選任理由については「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は9名の取締役で構成されており、経営執行体制の強化と当社事業を推進する代表取締役、事業責任者に加え、取締役会機能の独立性・客観性・説明責任の強化及び監督機能の充実のため、社外取締役を6名選任しています。当社の取締役は企業経営、経営再建、ブランディング、商品企画・生産・技術、国際経験・海外ビジネス、ガバナンス・リスクマネジメント、財務等の各分野における豊富な経験と専門的知識を有しています。また、6名全ての社外取締役は企業経営の経験と小売業に対する高い知見を有するとともに、M&A・経営再建、ブランディング・マーケティング、商品企画・生産・技術、EC・ウェブ全般、ロジスティクス、国際経験・海外ビジネス、ガバナンス・リスクマネジメント・法務、財務・税務・会計・金融・資本市場など多様な専門的スキルを有しています。当社は取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保するとともに、ジェンダーも含めた多様性を備えています。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役が上場会社の役員を兼任する場合は、当社の役員としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、取締役会の承認により行います。社外取締役および社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行います。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の機能向上および企業価値向上を目的として、外部の第三者機関を起用し、取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケート形式による取締役会の実効性に関する評価を行っております。アンケート概要として、取締役会の構成や運営面、取締役・監査役に対する支援体制、トレーニング、株主（投資家）との対話等とし、各個人の取り組みも評価対象に含みます。アンケート結果については取締役会メンバーにて分析・議論・評価を行っております。評価を通じて、当社の取締役会は自由闊達で健全な議論が確保され、社外取締役の監督機能が十分に働いている等の優れている点を共有し、また取締役会は有効に機能し、適切な運営が行われていることを確認いたしました。一方で、取締役会の年間議案スケジュールの共有や議案の事前説明等の運営面での更なる改善が見込めることとして、今後に向けた課題といたしております。今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めて参ります。

【原則4-14 取締役・監査役へのトレーニング】

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分発揮されるよう、経営企画部が中心となり、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しております。また社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明・関連情報の提供を行うほか、就任時オリエンテーション、経営陣幹部との対話など当社の業務内容を理解する機会を継続的に提供しております。社内取締役および執行役員を対象に、外部講師による「企業のコンプライアンス」に関する講義を年1回、「コーポレートガバナンスと内部統制」に関する研修を半期に1回実施しています。

また、人事総務本部人事部主催にて、新任の社内取締役および執行役員に対する外部セミナーへの参加を義務化しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との積極的な対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識し、そのためにIR担当役員およびIR担当部署を中心に、株主・投資家との対話の場を積極的に設けております。株主・投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、適宜スモールミーティングを実施しております。また、当社における株主構成を踏まえ、決算説明会資料、中期経営計画等の英語版を作成するとともに、当社ホームページで開示し、海外の株主・投資家へ情報提供を進めております。（当社ホームページ（<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>））

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP.	765,100	6.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)	757,800	6.26
八木通商株式会社	634,200	5.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	516,500	4.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	476,558	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	464,400	3.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	441,300	3.65
株式会社三越伊勢丹	416,337	3.44
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	394,100	3.26
株式会社三菱UFJ銀行	360,645	2.98

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡澤 雄	他の会社の出身者													
椎名 幹芳	他の会社の出身者													
高橋 久男	他の会社の出身者													
二橋 千裕	他の会社の出身者													
安田 育生	他の会社の出身者													
矢野 麻子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

岡澤 雄			長年にわたる国際経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識に基づき当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、有用なご意見をいただける適切な人材と判断しています。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
椎名 幹芳		当社の大株主である主要取引先商社の出身ですが、2008年に既に同社を退社しており、またその取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断しています。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
高橋 久男		当社の主要取引先企業の出身ですが、2013年に既に同社を退社しており、またその取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	ロジスティクス分野における高い見識を有し、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断しています。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
二橋 千裕		当社の主要取引先百貨店の出身ですが、その取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	小売・百貨店業界での長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その見識に基づき当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、有用なご意見をいただける適切な人材と判断しています。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
安田 育生			財務金融をはじめM&A全般を長年にわたり手掛け、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただき、業務執行を監督する立場として適切な人材と判断しています。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
矢野 麻子			経営者としての豊富な経験と見識に加え、マーケティングおよびブランディングに関する幅広い知識と実績を有しております。有用な意見をいただくことにより、当社の経営の更なる活性化につながる適切な人材と判断しています。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取 締役

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦 孝昭			公認会計士としての専門的見地および豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの観点から、社外から見た客観性や、豊富な知識、経験に基づいた意見具申を期待しています。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
飯村 北			弁護士としての専門的見地および豊富な経験を持ち、人格・見識も申し分ないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 8名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として業績連動報酬制度を導入し、そのうち一定程度の割合で譲渡制限付株式報酬を導入しております。
・譲渡制限付株式報酬制度の付与対象者：取締役（社外取締役を除く）、執行役員

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、「有価証券報告書」、「事業報告(招集通知添付書類)」にて全取締役報酬の総額を開示しております。
・2019年度に取締役を支給した報酬総額：192百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬(基本報酬・賞与)については、株主総会の決議により取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の最高額を定めており、各役員の基本報酬額はその役位ごとに定める標準月額報酬に基づき、賞与については過年度の業績等に基づき、指名・報酬委員会にて審議、その内容を取締役会および監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役に対しては取締役会事務局である総務部ならびに経営企画部が、社外監査役に対しては監査役の補助使用人が、業務の補助、その他事務処理、連絡等の業務を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
中瀬 雅通	相談役	当社からの要請に応じて行う、当社経営に携わってきた経験・知見を活かした助言	非常勤、報酬有	2013/03/28	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は現在9名の取締役で構成されております。このうち、取締役会機能の独立性・客観性・説明責任の強化および監督機能の充実のため、社外取締役を6名選任しております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項を決定するとともに、コンプライアンスの徹底を図り、業務の執行状況を監督する機関として位置付けられております。

会社に大きな影響を及ぼす重要事項につきましては多面的な検討と意思決定のため、取締役(社外取締役を除く)および取締役会が任命する者により構成される「経営会議」を設置しております。

また、執行役員制度を導入し、経営の戦略的意思決定機能および業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、迅速な意思決定と業務執行が可能な経営を行っております。

上記の「取締役会」、「経営会議」および「執行役員会」は其々原則毎月開催しております。取締役の選任は株主総会で、代表取締役および役付取締役の選定は取締役会で行っております。また、取締役の報酬総額決定は株主総会の承認を得ております。

監査の状況に関しましては、会計監査人、監査役/監査役会、関係会社監査役、内部監査室が相互に連動・補完して機能しております。監査役会は常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されており、社外監査役2名のうち1名は公認会計士を選任しております。なお、内部監査室は社長直轄の組織であり、現在2名で構成されております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、弁護士としての専門的見地および豊富な経験を有する森倫洋氏を補欠監査役として選任しております。

また、内部監査は作成した計画に基づき定期的に行われております。

業務を執行した公認会計士の氏名等:

所属監査法人 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 敦

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 春山 直輝

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 根津 順一

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を確保するため、監査役設置会社形態を基礎として、独立性のある社外取締役・社外監査役の選任による経営監督機能の強化や、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図り、実効性のある企業統治体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、東京証券取引所・東京上場会社情報サービスや当社ホームページへ電子的に公表します。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会議案の英訳を作成し、当社ホームページに英文を掲載しております。
その他	総会運営のビジュアル化およびIRを意識した経営計画の説明

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後(第2四半期決算・本決算)にアナリストに対して「決算説明会」を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信(四半期含む)、決算説明会資料、財務ハイライト、再生プラン、決算情報以外の適時開示資料の掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営統轄本部経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR基本方針」の中で、「事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本に考えます。」としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「CSR基本方針」を定めた上で、「CSR推進委員会」「環境対策プロジェクト」「CSR全社連絡会議」の会議体を中心に運営を行い、社内体制の構築や社員に対する意識啓発に積極的に取り組んでいます。(当社ホームページ(http://www.sanyo-shokai.co.jp/))に掲載)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、これまで「三陽商会 企業理念」の中のCSR基本方針、就業規則、各種の規程・ルールに基づき、適正・適切な業務執行に努めて参りましたが、従来に増してこれらがより確実に執行される内部統制体制の整備を目指し、経営会議直轄の「内部統制委員会」を2006年に設置致しました。また、内部統制整備を推進する組織として「内部統制推進室」を2007年1月に設置致しました。2017年、組織改編に伴い、内部統制機能を社長直轄の内部監査室に移管し統合致しました。

この「内部統制委員会」と「内部監査室」を中心に、現状の業務内容・業務フローおよび業務に深く関わるITシステム等についてのリスクを再度詳細に分析・評価した上で、業務改革・改善に今後とも努めて参ります。

これらにより、株式公開企業である当社にとって必要不可欠な条件である「財務報告の信頼性」を経営者の責任において確保することが可能になると考え、株主をはじめとするステークホルダーの方々、さらには社会に対する責任を今後とも果たして参ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「三陽商会 企業理念」の「企業行動基準」の中に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わらない旨を規定しております。

上記「三陽商会 企業理念」は当社ホームページ (<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>) に掲載致しております。また全社員が閲覧可能な当社WEB掲示板に掲載し全社への啓発を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1) 情報の管理体制と収集・把握

当社は人事総務本部、経理財務本部、経営統轄本部、マーケティング戦略本部、SCM統括本部、事業本部の6本部で構成されており、各本部はそれぞれに管轄する情報を収集・把握・管理しております。

(2) 適時開示の判定

重要な決定事実については、毎月開催される定時取締役会および経営会議において決定されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。開示の判定については、適時開示規則に従い、当該情報の開示の必要性の有無を検討し、必要に応じて会計監査人ならびに弁護士等によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

(3) 適時開示の実施

開示が必要と判定された重要事項については、経理財務本部、人事総務本部、経営統轄本部が連携し、迅速に開示を行うよう努めております。

